

「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成 28 年 3 月 30 日付（環境省告示第 37 号）「昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）」が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

謹白

記

■施行日 平成 28 年 3 月 30 日

■変更内容

1. 環境基準（湖沼及び海域）に底層溶存酸素量が追加

○検査案内 計量編 2 頁 環-39 の次に下表を追加

No.	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	環境基準 (mg/L)	報告日数
環-40	101243 底層溶存酸素量	100	9	滴定法	JIS K 0102 32.1	「付録」参照 (25～28 頁)	7～14 日

○検査案内 計量編 27 頁 1 の (2) のウの次、および計量編 28 頁 2 のウの次に下表を追加

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	昭和 46 年環境 庁告示第 59 号 第 1 の 2 の(2) により水域類型 ごとに指定す る水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

※基準値は、日間平均値とする。

底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2. 上記改正に伴い、n-ヘキサン抽出物質の計量方法の欄中「付表 13」を「付表 14」に変更

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
n-ヘキサン抽出物質	計量方法	S46 環告第 59 号 付表 14	S46 環告第 59 号 付表 13	水質汚染関係 計量編 (環境水・排水・土壌等) p2 環-32

以上